委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/

（成績評定の選択制（試行））

第２条　当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２　前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意　向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３　履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、　変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

（受発注者共同による品質確保）

第３条　重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４　受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第５条　本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

２　受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第６条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第７条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２　Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第８条　本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２　受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

（オンライン電子納品）

第９条　受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

２　なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第１０条　受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

２　対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１１条　本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling,Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩＭ活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩＭ活用業務試行要領」を適用する。

２　受注者は、ＣＩＭ活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

ＣＩＭ活用業務試行要領
徳島県 HP
https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/

（重点調査）

第１２条　重点調査とは、設計金額が 2000 万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に 1.10 を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に 10 分の 6 を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果物の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。

２　重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第１号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に監督員に提出しなければならない。

３　受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

４　重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。

５　重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席(臨場)し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

第１３条　本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

１　別紙「Ｒ８港政　徳島小松島港　徳・東沖洲２他　港湾計画改訂検討業務　特記仕様書」による。

R8 港政　徳島小松島港　徳・東沖洲２他　港湾計画改訂検討業務
特記仕様書

＜業務目的＞

徳島小松島港の港湾計画は、平成 20 年代半ばを目標年次として、平成 13 年 7 月に改訂したものである。近年の当港を取り巻く情勢の変化に対応し、新たな港湾の開発、利用及び保全の方針を定めることが求められている。

このため本業務は、次期港湾計画の改訂に向けた港湾利用の将来推計を実施するとともに、概ね令和 20 年代半ばを目標年次とした港湾施設配置計画の検討を行うことを目的とする。

１.計画準備

本業務を実施するにあたり、事前に業務の目的や内容を把握し既存資料を収集したうえで、業務の手順や実施に必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

なお、本業務の実施にあたっては、「港湾計画書作成ガイドライン」に準拠するものとする。

２.貨物量等需要の推計

徳島小松島港の開発規模を検討する上で前提となる将来の基本フレームについて、取扱貨物量、入港船舶隻数、船舶乗降客数の将来推計を行う。

2-1 取扱貨物量の推計

(1)取扱貨物量の整理

徳島小松島港の取扱貨物量について、公専別・荷姿別・輸移出入別・品目別に過去 10 年間（H28 年～R7 年）を整理する。

(2)取扱貨物量の推計

1)アンケート調査

徳島小松島港を利用している主要企業（コンテナ・一般貨物）及び港運会社（100 社）へのアンケート調査を行い、利用している貨物の把握や取扱貨物の動向、港湾に対する要請の把握を行う。

なお、アンケート調査企業については監督職員と協議のうえ決定するものとする。

①調査票の作成

②結果の整理

2)ヒアリング調査

徳島小松島港を利用している主要企業（コンテナ・一般貨物）および港運会社等（10 社）へのヒアリング調査を行い、利用している貨物の把握や取扱貨物の動向、港湾に対する要請の把握を行う。ヒアリング対象、件数については、検討状況等により必要に応じて変更する。

なお、ヒアリング企業については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

①調査の実施

②結果の整理

3)貨物需要の推計

各施設計画の規模の検討を行うに先立ち、徳島小松島港の目標年次における将来貨物量の輸移出入別・品目別のミクロ的推計を行う。

なお、貨物需要推計においては、上記の企業ヒアリング・アンケート調査によって得られた港湾施設の利用状況や企業の将来展開及び業界動向等を反映したものとする。

2-2 入港船舶隻数の推計

(1)入港船舶隻数の整理

徳島小松島港入港船舶について、公専別・船種別・ﾄﾝ階級別に過去 10 年間（H28 年～R7 年）を整理する。

(2)入港船舶隻数の推計

過去の入港船舶隻数の推移及び、前項で推計した目標年次における取扱貨物量に基づき入港船舶隻数の推計を行う。

2-3 船舶乗降客数の推計

(1)船舶乗降客数の整理

徳島小松島港に寄港しているフェリー及びクルーズ船の実績等による船舶乗降客数について、過去 10 年間（H28 年～R7 年）を整理する。

(2)船舶乗降客数の推計

過去の船舶乗降客数の推移及び、船社等へのヒアリングをもとに目標年次における船舶乗降客数の推計を行う。

３.港湾施設配置計画の検討

(1)埠頭計画

船舶の種類、船型及び隻数、取扱貨物の種類及び貨物量等を考慮し、係留施設、荷捌き施設及び保管施設等の規模及び配置について検討する。

なお、埠頭計画の立案にあたり、別途発注業務（徳島小松島港長期構想策定等業務）の検討結果を踏まえ立案することとする。

①埠頭の整備状況の整理（既設・既定計画）

②係留施設別取扱貨物量の整理（R7 年）

③バース別貨物量をもとに、必要施設規模を設定

④取扱貨物量による必要埠頭用地等の設定

(2)水域施設計画

埠頭計画に対応した航路及び泊地を計画し、入港船舶の船型に応じた操船図を作成し、必要となる水域施設の規模及び配置について検討する。

①航路・泊地の整備状況の整理（既設・既定計画）
②対象船舶の設定
③操船例図の作成
④航路・泊地計画図の作成

(3)外郭施設計画

埠頭計画の検討結果より、静穏度の確保に懸念が生じる係留施設及び水域施設が確認された場合は、その静穏度の確保に必要となる外郭施設の規模及び配置を検討する。なお、外郭施設の規模及び配置については、別途調査結果をもとに整理するものとする。

①外郭施設の整備状況の整理（既設・既定計画）
②外郭施設計画図の作成

(4)臨港交通施設計画

徳島小松島港及び周辺における交通の状況、港湾施設の利用状況、既往資料等を考慮し、目標年次における港湾発生集中交通量を推計する。また、交通量の推計結果を踏まえ、方面別交通量を算定し、必要となる臨港交通施設の規模及び配置について検討する。

①臨港道路の整備状況の整理（既設・既定計画）
②地区別バース別貨物量及び港湾施設配置計画（港湾環境整備施設計画及び土地利用計画）等をもとに発生集中交通量を算定
③方面別交通量の設定
④臨港道路の規模及び配置の設定

(5)港湾環境整備施設計画

緑地需要等に対応し、港湾環境整備施設の規模及び配置について検討する。

①緑地の整備状況の整理（既設・既定計画）
②緑地の必要性の整理
③緑地の規模及び配置の設定

(6)土地造成及び土地利用計画

土地需要に対応し、水際線を有効かつ適切に利用することができるように、造成する土地の規模及び配置を検討し、計画の考え方を整理する。

また、造成を行わない土地利用についても、港湾を有効かつ適切に利用することができるように、土地利用の区分について検討する。

①土地利用計画の整理（既設・既定計画）
②今回計画における土地造成及び土地利用別面積の整理

４.報告書作成

検討結果を整理し、報告書として取りまとめる。

取りまとめ方法及び添付する資料については、 監督職員と協議のうえ決定するものとする。

５.打合せ協議

本業務の打合せは、以下のとおり実施する。

打合せ協議は、業務着手時・中間時１回・成果品納入時、計３回を想定している。

打合せ終了後は、速やかに打合せ記録簿を作成・提出する。

なお、必要に応じて、適宜打合せを実施する。

６. 関係機関との協議

本業務に必要となる関係機関との協議および諸手続き、資料収集および協議資料の作成等を行う。

７.照査

業務内容に関して、照査技術者による照査を行うこと。

８.成果品

成果品は、成果報告書を格納した電子媒体 CD-R２部（正・副）と、成果品の印刷出力を製本したものを２部提出する。